

愛知県リサイクル資材抜き取り検査実施基準

(目的)

第1条 本検査基準は、愛知県リサイクル資材評価制度実施要領（以下、「実施要領」という。）第24条に定める立入調査の内、あいくる材の品質・性能及び環境に対する安全性を確認する抜き取り検査について、検査体制を確立し、認定後の品質確保の強化を図ることを目的に定めるものである。

(適用範囲)

第2条 本検査基準は、あいくる材として認定を受けている資材（以下、「認定資材」という。）の抜き取り検査に適用する。

(検査頻度)

第3条 抜き取り検査は、原則として認定の有効期間内（3年間）に1回以上行う。

(検査全体の流れ)

第4条 抜き取り検査は、別図1の手順により行い、検査の年間工程については、原則として別表1によるものとする。

(抜き取り検査の業務を行う者)

第5条 抜き取り検査の業務のうち、次の各号に定める事項を、建設部建設企画課（以下、「検査事務局」という。）で行う。

- 一 第7条に定める検査計画の作成。
 - 二 第8条に定める検査実施の通知。
 - 三 第10条に定める、あいくる材製造工場（以下、「工場」という。）での検査対象となる試料（以下、「試料」という。）採取及び検査事務局が試験委託する試験所（以下、「委託試験所」という。）への持ち込み。
 - 四 第11条に定める供試体作製の立会及び試料の封印。
 - 五 第12条に定める検査結果の確認及び通知。
 - 六 第16条に定める再検査の試料採取、供試体作製の立会及び試料の封印。
- 2 前項の第三号、第四号及び第六号の業務は、検査事務局の職員（以下、「職員」という。）が行う。

(検査対象及び試験項目)

第6条 抜き取り検査の検査対象及び試験項目は、品質・性能試験については別表2に、環境に対する安全性試験については別表3によるものとする。

- 2 検査事務局は、前項に示す検査対象及び試験項目以外においても、必要と認められたものを検査対象及び試験項目に加え、実施することができるものとする。

(検査計画)

第7条 検査事務局は、検査に先立ち、前条により検査対象及び試験項目等を定めた当該年度の抜取り検査計画を作成し、愛知県リサイクル資材評価委員会（以下、「評価委員会」という。）の了承を得るものとする。

(検査実施の通知)

第8条 検査事務局は、抜取り検査の実施にあたり、受検する認定を受けた者（以下、「受検者」という。）に、検査実施日の1週間前までに、前条で了承を得た検査対象及び試験項目等を「抜取り検査実施通知書」（様式第1）により通知する。

(試料の準備ができない場合の対応)

第9条 受検者は、前条の検査の通知を受理した際、製品の生産工程等やむを得ない事情により、検査当日に試料が準備できないときは、受理後速やかにその旨を申し出るとともに、生産予定日を提出し、検査日を調整しなければならない。

(工場での試料抜取り手順)

第10条 抜取り検査において、工場での試料抜取り手順は、次の各号による。

- 一 職員は、工場に立ち入り、受検者の立会のもと、試料採取を行う。試料採取の方法は別表4によるものとする。ただし、採取に危険性が伴う場合、職員の立会のもと、受検者が試料採取できるものとする。
- 二 前号の受検者の立会は、実施要領第8条第二号に準じ、原則として品質管理責任者が行うものとする。
- 三 職員は、第一号により採取した試料を、委託試験所に持ち込む。
- 四 委託試験所は、前号により持ち込まれた試料について試験を実施し、その結果を速やかに検査事務局へ提出するものとする。

(供試体の持ち込み手順)

第11条 供試体を作製して行う抜取り検査において、供試体を委託試験所へ持ち込む手順は、次の各号による。

- 一 受検者は、職員の立会のもと、供試体を作製する。供試体の作製方法は別表4による。
- 二 前号の供試体作製の際、実施要領第8条第二号に準じ、原則として品質管理責任者が立会するものとする。
- 三 職員は、第一号により作製される供試体に封印を行う。封印の方法は別表4による。
- 四 受検者は、前号で封印された供試体を委託試験所に持ち込む。なお、養生が必要なものは、所定の養生を行った後に持ち込むものとする。

(検査結果の確認及び通知)

第12条 検査事務局は、第10条第四号により得られた試験結果をもとに、愛知県リサイクル資材評価基準（以下、「評価基準」という。）に対する適合性を確認する。試験結

果の確認方法は別表4によるものとする。

- 2 検査事務局は、前項で確認した抜取り検査の結果を、受検者に次の各号により通知する。
 - 一 検査結果が、評価基準に適合する場合、「抜取り検査結果通知書」（様式第2-1）により通知する。
 - 二 検査結果が、評価基準に適合しない場合、「抜取り検査結果通知書」（様式第2-2）により通知する。

（検査結果不適合時の受検者の対応）

- 第13条 受検者は、前条第2項第二号による通知を受理したときは、次の各号に定める対応をしなければならない。
- 一 受検者は、適合しない結果となった原因の調査及び品質確保のための改善策の検討を行い、「抜取り検査による改善報告書」（様式第3）（以下、「改善報告書」という。）により、通知に記載の期限までに知事へ報告しなければならない。
 - 二 受検者は、改善報告書について、第14条に定める評価委員会の審査結果に基づき、必要に応じて修正を行わなければならない。
 - 三 受検者は、改善報告書に基づく改善策を実施し、第15条に定める通知により再検査を受けなければならない。
 - 四 受検者は、第17条第2項により、認定資材の評価基準への適合性が確認されるまでの間、検査対象の認定資材をあいくる材として出荷しないこととする。

（改善報告書の審査）

- 第14条 知事は、受検者より改善報告書を受理したときは、内容を確認し、評価委員会の審査を受けるものとする。

（再検査実施の通知）

- 第15条 知事は、前条の評価委員会による改善報告書の審査において了承されたときは、再検査の実施について、「抜取り再検査実施通知書」（様式第4）により受検者へ通知する。

（再検査内容及び手順）

- 第16条 再検査の試験及び手順は、次の各号による。
- 一 再検査で行う試験は、原則、第6条に定める検査のうち、評価基準に適合しなかった試験項目とするが、前条の通知で指示ある場合はこの限りではない。
 - 二 再検査における試料採取の手順は、第10条第一号から第二号もしくは第11条第一号から第三号の定めによる。試料採取の方法、供試体の作製方法及び試料の封印方法は別表5による。
 - 三 受検者は、前号により得られた試料を、愛知県リサイクル資材評価制度実施要領運用基準の別表1に定める指定試験所へ持ち込み、第一号に定める試験を委託する。
 - 四 再検査の試験に要する費用は、受検者の負担とする。

五 受検者は、再検査の結果を、「抜取り再検査結果報告書」（様式第5）により、指定試験所が発行する試験成績書もしくは計量証明書を添えて、前条の通知に記載の期限までに知事へ報告しなければならない。

（再検査結果による認定資材の評価）

第17条 知事は、前条第五号に定める報告による再検査結果をもとに、評価基準に対する適合性を確認した上で、評価委員会に付議するものとする。試験結果の確認方法は別表5による。

2 評価委員会は、付議された案件について、認定資材の評価基準への適合性を審議する。

（再検査実施認定資材の取扱い）

第18条 知事は、前条第2項の評価委員会の審議結果に基づき、評価基準に適合しなくなったとされた認定資材について、実施要領第20条第二号の定めにより、認定を取り消すものとする。

2 知事は、前条第2項の評価委員会の審議結果に基づき、引き続き評価基準に適合するとされた認定資材については、原則として次年度も抜取り検査の対象とし、確認検査を行うものとする。

（検査への協力）

第19条 受検者は、抜取り検査に際して、検査事務局及び職員の指示に従い、誠実に協力しなければならない。

2 知事は、次の各号の一に該当すると認めるときは、実施要領第20条第1項第六号を準用し認定を取り消すことができる。

一 受検者が前項の協力をしないとき。

二 受検者が試験結果のねつ造、事実と異なる報告等の不誠実な行為をしたとき。

（再生資源納入者の協力）

第20条 受検者は、第13条第1項の原因の調査及び改善策の検討にあたり、必要と認められるときは、再生資源納入者へ協力を求め、検査の円滑な遂行に努めるものとする。

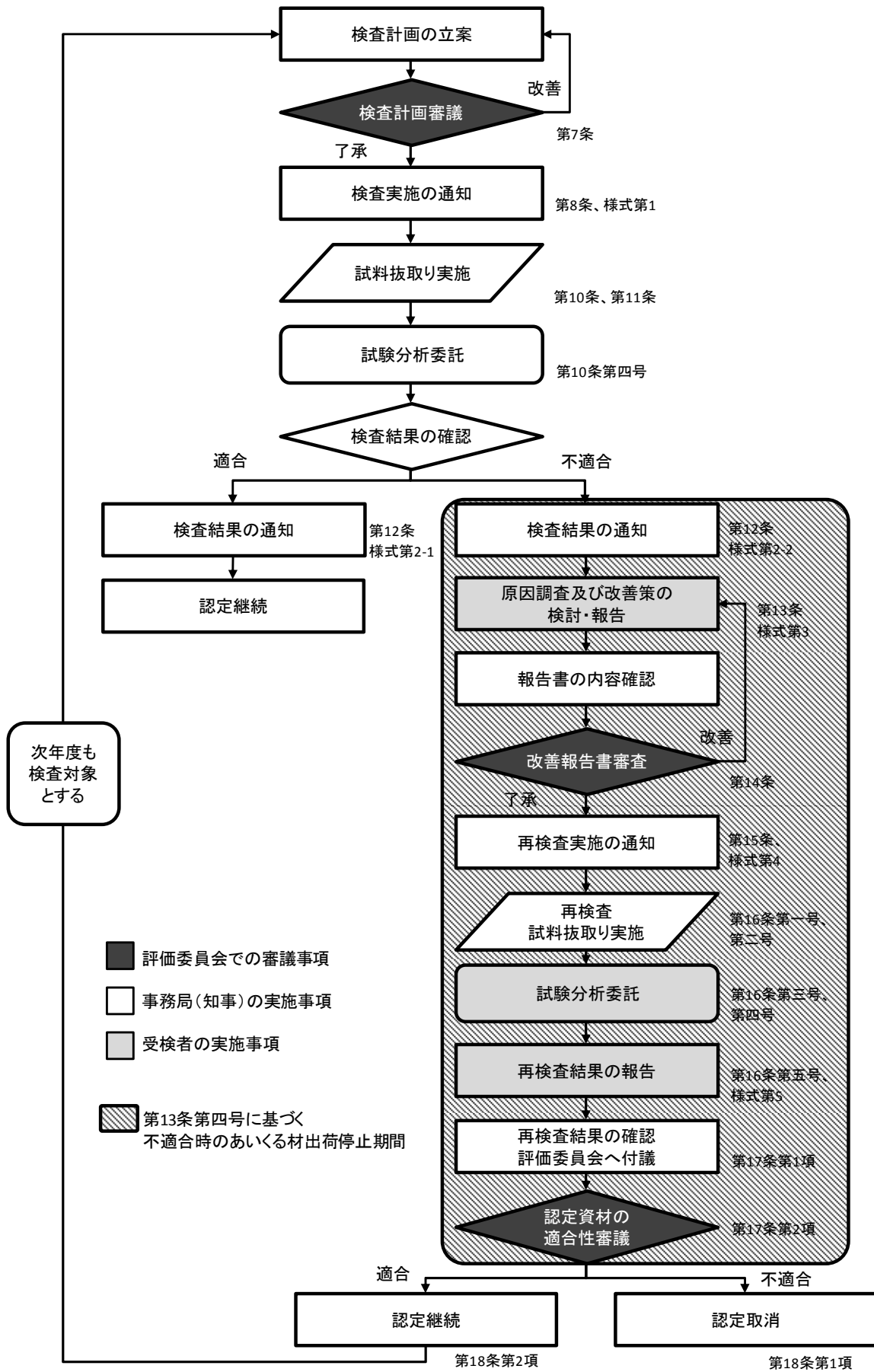
附則

この検査基準は、平成26年4月1日から施行する。

この検査基準は、平成27年4月1日から施行する。

この検査基準は、平成28年4月1日から施行する。

この検査基準は、平成29年4月1日から施行する。



別図1 抜き取り検査全体フロー

別表1 年間検査工程

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
抜き取り検査	○(試験機関との契約)		■(第1期)		—(第1期予備)		■(第2期)		—(第2期予備)		
分析・結果判明				■	—			■	—		
原因分析				■	—	—		■	—		
改善報告・対策実施	検査不適合の場合				■	—		■	—		
再検査・結果判明						■		—		■	—
評価委員会審議			●検査計画審議		○改善計画書審査	★再検査資材の適合性審議		○	★	○	★

・検査は第1期及び第2期を中心に実施するが、遠方の工場で工場調査にあわせて実施する場合や製造時期による理由等で、予備期に実施する場合もある。
 ・工程は、基本的な流れを示したものであり、原因分析に時間を要するなど工程どおりにならないこともある。

別表2 品質・性能試験

評価基準の区分	検査対象	試験項目	試験方法
1) 再生加熱アスファルト混合物	アスファルト混合物事前審査制度による認定を取得していない工場の製品(混合物)	アスファルト抽出試験(粒度、アスファルト量)	舗装調査・試験法便覧 G028
		マーシャル安定度試験(空隙率、飽和度、安定度、フロー値)	舗装調査・試験法便覧 B001
2) 再生路盤材	認定資材の内、再生粒度調整砕石及び再生クラッシュラン	ふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 A003
		液性・塑性限界試験	舗装調査・試験法便覧 F005
		修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E001
		すりへり試験	JISA1121
		不純物量試験	JISA5021附属書B準拠
4) プレキャストコンクリート製品	認定資材の製造工場毎に、指定配合の圧縮強度試験用供試体	圧縮強度試験	JISA1108
5) 舗装用ブロック	製品	曲げ試験	JISA5371もしくはJASS7M-101
13) 建設汚泥改良土	認定資材の内、第二種処理土	締め固めた土のコン指数試験	JISA1228準拠
23) 再生路床材	製品	設計CBR試験	JISA1211準拠
24) レジコンクリート製品	認定資材の製造工場毎に、指定配合の圧縮強度試験用供試体	圧縮強度試験	JISA1181

別表3 環境に対する安全性試験

評価基準の区分	検査対象		試験項目	前処理方法	検液の分析方法
1)再生加熱アスファルト混合物	原則として再生資源	アスファルトコンクリート再生骨材は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
2)再生路盤材	原則として再生資源	アスファルトコンクリート再生骨材及びコンクリート再生骨材は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
3)再生コンクリート	原則として再生資源	コンクリート再生骨材は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
4)プレキャストコンクリート製品	原則として再生資源	コンクリート再生骨材は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
5)舗装用ブロック	原則として再生資源 (焼成品は製品)	コンクリート再生骨材は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
6)建築用仕上げ材	原則として再生資源	再生ベツ樹脂及び貝殻等天然由来の原料は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
7)型枠材	原則として再生資源	使用済みプラスチックは対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
8)再生材利用タイル	原則として製品		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
9)再生硬質塩化ビニル管	原則として再生資源	再生硬質塩化ビニルは対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
10)木質ボード	原則として再生資源	未利用木材(間伐材含む)は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
11)再生セラミック管	原則として製品		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
12)再・未利用木材利用資材	原則として再生資源	未利用木材(間伐材含む)は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
13)建設汚泥改良土	原則として製品		溶出量試験	平3環第46号付表	平15環第18号別表
			含有量試験	平15環第19号付表	平15環第19号別表
			pH	平3環第46号付表	JIS K 0102-12.1
			COD	平3環第46号付表	JIS K 0102-17
14)堆肥・植栽基盤材	原則として製品	刈草、剪定木、未利用木材(間伐材含む)及び樹皮は対象外	溶出量試験	平3環第46号付表	平15環第18号別表
			含有量試験	平15環第19号付表	平15環第19号別表
15)下水汚泥利用肥料	原則として製品		含有量試験 (普通肥料の公的基準)	肥料分析法(農林水産省農業環境技術研究所法)	肥料分析法(農林水産省農業環境技術研究所法)
16)ふすま紙	原則として再生資源	再生パルプは対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
17)再生材利用土シート	原則として再生資源	再生合繊反毛及び再生PET樹脂は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
18)土木建築用ゴム資材	原則として再生資源		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
19)再生特殊舗装材	原則として再生資源		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
20)土壌改良材	原則として再生資源	杉・檜などの天然由来樹皮は対象外	溶出量試験	平3環第46号付表	平15環第18号別表
			含有量試験	平15環第19号付表	平15環第19号別表
	原則として製品		pH	平3環第46号付表	JIS K 0102-12.1
21)土木建築用プラスチック資材	原則として再生資源	再生PET樹脂は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
22)断面修復材	原則として再生資源		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
23)再生路床材	原則として再生資源	アスファルトコンクリート再生骨材及びコンクリート再生骨材は対象外	溶出量試験	平3環第46号	平15環第18号別表
			含有量試験	平15環第19号	平15環第19号別表
	原則として製品		pH	平3環第46号付表	JIS K 0102-12.1
			COD	平3環第46号付表	JIS K 0102-17
24)レジンコンクリート製品	原則として再生資源	コンクリート再生骨材は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
25)再生材利用路面標示用資材	原則として再生資源		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
26)再生ガラス発泡材	原則として再生資源	廃ガラスは対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
27)再生割ぐり石	原則として製品		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表

平3環第46号:平成3年環境庁告示第46号


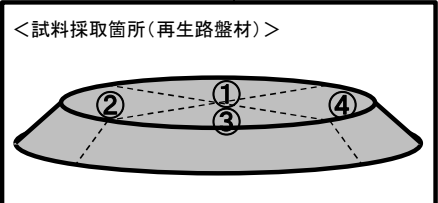

平15環第18号:平成15年環境省告示第18号

平15環第19号:平成15年環境省告示第19号

別表 4 検査の試料採取方法、供試体作製方法、試料の封印方法及び試験結果の確認方法

試験項目	試料採取方法・供試体作製方法	試料の採取量・作製量	試料の封印方法	試験結果の確認方法											
1) 再生加熱アスファルト混合物															
アスファルト抽出試験 (粒度、アスファルト量)	舗装調査・試験法便覧 G026により試料採取する。	1試料を1kgとし、3試料とする。	不要	3試料の平均値で適合性を確認する。											
マーシャル安定度試験 (空隙率、飽和度、安定度、フロー値)	舗装調査・試験法便覧 B001の供試体作製方法により作製する。	3試料とする。	不要	3試料の平均値で適合性を確認する。											
2) 再生路盤材															
ふるい分け試験 液性・塑性限界試験 修正CBR試験 すり減り試験 不純物量試験	以下により試料採取する。 ①採取箇所 試料の保管場所から、出荷ベースによく混合した試料の小山を作成する。小山は1m3程度の量とし、表面を平らにし楕円錐状とする。 ②採取方法 ①の小山を4分割し、それぞれの区画から代表的な箇所を土のう袋1体分を単位とし一気に入る。	・全試験実施の場合は、1試料あたり土のう袋8体分120kg～160kgを目安とする。 ・ふるい分け試験と不純物量試験のみの場合は、1試料あたり土のう袋4体分60kg～80kgを目安とする。 スラグ等比重の大きい試料については、目安の重量よりも多めに採取する。	不要	採取した試料を各試験の必要量に縮分した1試料の結果で適合性を確認する。											
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><試料採取箇所(再生路盤材)></p>  </div>															
4) プレキャストコンクリート製品															
圧縮強度試験	JIS A 1132の4により供試体を作製する。ただし、上面仕上げはアンボンドキャッピング以外のものとする。	3試料とする。	必要事項を記載した検印証を、供試体作製時に上面から約2～3cm下の側面に打込む。 <検印証> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>所注欄</td> <td>監督員</td> </tr> <tr> <td>施工者</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td>工事名</td> </tr> <tr> <td>部位</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>規格</td> <td></td> </tr> <tr> <td>採取日</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">愛知県建設部検印証</p>	所注欄	監督員	施工者	印	工事名	部位	年 月 日	規格		採取日		3試料の平均値で適合性を確認する。
所注欄	監督員														
施工者	印														
工事名															
部位	年 月 日														
規格															
採取日															
5) 舗装用ブロック															
曲げ試験	製品の中から任意に試料採取する。	3試料とする。	不要	3試料の結果、それぞれで適合性を確認する。											
13) 建設汚泥改良土															
締め固めた土のコーン指数試験	以下により試料採取する。 ①採取箇所 試料の保管場所から、風雨等による均質性への影響を考慮し、山の斜面中間付近を5箇所選定する。試料全体からできるだけ均等に採取できるように選定する。 ②採取方法 風雨等の影響を考慮し、表面から30cm程度は避け、必要採取量に対して5箇所からの採取量が概ね均等になるように採取する。	1試料20kgを目安とする。	不要	1試料の結果で適合性を確認する。											
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><試料採取箇所(建設汚泥改良土)></p>  </div>															
23) 再生路床材															
設計CBR試験	13)建設汚泥改良土に同じ。	1試料30kgを目安とする。	不要	1試料の結果で適合性を確認する。											
24) レンコンクリート製品															
圧縮強度試験	JIS A 1181の7により供試体を作製する。	3試料とする。	4)プレキャストコンクリート製品に同じ。	3試料の平均値で適合性を確認する。											
全区分(環境に対する安全性試験)															
溶出量試験 含有量試験 pH COD	・粒状の試料については、13)建設汚泥改良土に同じ。 ・製品が試料となるものについては、5)舗装用ブロックに同じ。	1試料1kgを目安とする。	不要	1試料の結果で適合性を確認する。											

別表5 再検査の試料採取方法、供試体作製方法、試料の封印方法及び試験結果の確認方法

試験項目	試料採取方法・供試体作製方法	試料の採取量・作製量	試料の封印方法	試験結果の確認方法
1) 再生加熱アスファルト混合物				
アスファルト抽出試験 (粒度、アスファルト量)	舗装調査・試験法便覧 G026により試料採取する。	1試料を1kgとし、3試料とする。	段ボール箱等に試料を詰めた後、取り出し口に必要事項を記載した検印証を貼り付ける。	3試料の平均値で適合性を確認する。
マーシャル安定度試験 (空隙率、飽和度、安定度、フロー値)	舗装調査・試験法便覧 B001の供試体作製方法により作製する。	3試料とする。	<検印証> 	3試料の平均値で適合性を確認する。
2) 再生路盤材				
ふるい分け試験 液性・塑性限界試験 修正CBR試験 すり減り試験 不純物量試験	以下により試料採取する。 ①採取箇所 試料の保管場所から、出荷ベースによく混合した試料の小山を作成する。小山は1m3程度の量とし、表面を平らにし楕円錐状とする。 ②採取方法 ①の小山を4分割し、それぞれの区画から代表的な箇所を土のう袋1体分を単位として一気に取り出す。	・修正CBR試験以外 1試料あたり土のう袋4体分60kg～80kgを目安とする。 ・修正CBR試験 1試料あたり土のう袋8体分120kg～160kgを目安とする。 スラグ等比重の大きい試料については、上記よりも多めに採取する。	土嚢袋に試料を詰めた後、取り出し口に必要事項を記載した検印証を貼り付ける。 <試料採取箇所(再生路盤材)> 	採取した試料を各試験の必要量に縮分した1試料の結果で適合性を確認する。
4) プレキャストコンクリート製品				
圧縮強度試験	JIS A 1132の4により供試体を作製する。ただし、上面仕上げはアンボンドキャッピング以外のものとする。	3試料とする。	必要事項を記載した検印証を、供試体作製時に上面から約2～3cm下の側面に打込む。	3試料の平均値で適合性を確認する。
5) 舗装用ブロック				
曲げ試験	製品の中から任意に試料採取する。	6試料とする。	1)再生加熱アスファルト混合物に同じ。	6試料の結果、それぞれで適合性を確認する。
13) 建設汚泥改良土				
締め固めた土のコーン指数試験	以下により試料採取する。 ①採取箇所 試料の保管場所から、風雨等による均質性への影響を考慮し、山の斜面中間付近を5箇所選定する。試料全体からできるだけ均等に採取できるように選定する。 ②採取方法 風雨等の影響を考慮し、表面から30cm程度は避け、必要採取量に対して5箇所からの採取量が概ね均等になるように採取する。	1試料20kgを目安とし、4試料採取する。	2)再生路盤材に同じ。	採取した試料を試験の必要量に縮分した1試料の結果で適合性を確認する。
<試料採取箇所(建設汚泥改良土)> 				
23) 再生路床材				
設計CBR試験	13)建設汚泥改良土に同じ。	1試料30kgを目安とし、4試料採取する。	2)再生路盤材に同じ。	採取した試料を試験の必要量に縮分した1試料の結果で適合性を確認する。
24) レジコンクリート製品				
圧縮強度試験	JIS A 1181の7により供試体を作製する。	3試料とする。	4)プレキャストコンクリート製品に同じ。	3試料の平均値で適合性を確認する。
全区分(環境に対する安全性試験)				
溶出量試験 含有量試験 pH COD	・粒状の試料については、13)建設汚泥改良土に同じ。 ・製品が試料となるものについては、5)舗装用ブロックに同じ。	1試料1kgを目安とし、5試料採取する。	・粒状の試料については、2)再生路盤材に同じ。 ・製品が試料となるものについては、1)再生加熱アスファルト混合物に同じ。	採取した試料を試験の必要量に縮分した1試料の結果で適合性を確認する。

様式第 1

〇〇建企第〇号
平成 年 月 日

〇〇〇〇 様

愛知県知事

抜取り検査実施通知書

このことについて、下記のとおり抜取り検査を実施しますので、愛知県リサイクル資材抜取り検査実施基準第 8 条により通知します。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 抜取り検査日（供試体作製立会日）
年 月 日（ ）
- 2 検査場所
- 3 検査対象
- 4 試験項目
- 5 その他

担 当 建設部建設企画課
再生建設資材グループ
連絡先 052-954-6508（ダイヤルイン）
052-954-6941（FAX）

様式第2-1（結果が適合の場合の通知）

〇〇建企第〇号
平成 年 月 日

〇〇〇〇 様

愛知県知事

抜取り検査結果通知書

平成 年 月 日に貴工場から採取させていただきました試料について検査した結果を、愛知県リサイクル資材抜取り検査実施基準第12条第2項第一号により通知します。

今後とも、あいくる材の品質確保に努めて頂きますようお願いいたします。

記

- 1 検査結果
適合（詳細は別紙のとおり）
- 2 その他

担当 建設部建設企画課
再生建設資材グループ
連絡先 052-954-6508（ダイヤルイン）
052-954-6941（FAX）

様式第2-2（結果が不適合の場合の通知）

〇〇建企第〇号
平成 年 月 日

〇〇〇〇 様

愛知県知事

抜取り検査結果通知書

平成 年 月 日に貴工場から採取させていただきました試料について検査した結果、愛知県リサイクル資材評価基準に適合しない結果となりましたので、愛知県リサイクル資材抜取り検査実施基準第12条第2項第二号により通知します。

つきましては、本件に関する貴社の見解及び今後の対策等について、下記により報告してください。

記

1 検査結果
不適合（詳細は別紙のとおり）

2 報告を求める事項
①検査不適合の原因について
②改善策について

3 提出期限
年 月 日（ ）

4 関連措置
報告書受理後、内容の審査を経て再検査を行いますが、再検査の結果により製品の評価基準への適合性が確認されるまでの間は、検査実施基準第13条第四号の規定により、あいくる材としての出荷を見合わせてください。

担当 建設部建設企画課
再生建設資材グループ
連絡先 052-954-6508（ダイヤルイン）
052-954-6941（FAX）

様式第3

平成 年 月 日

愛知県知事様

株式会社〇〇〇〇

抜取り検査による改善報告書

平成 年 月 日に通知のありました抜取り検査結果を受け、検討を行った結果を、愛知県リサイクル資材抜取り検査実施基準第13条第一号により、下記のとおり報告します。

記

1 検査不適合の原因について

2 改善策について

(上記事項の説明に必要な製造工程、品質管理状況等の資料を添付すること)

担当者 〇〇〇〇

連絡先 〇〇〇〇

様式第 4

〇〇建企第〇号
平成 年 月 日

〇〇〇〇 様

愛知県知事

抜取り再検査実施通知書

このことについて、下記のとおり抜取り検査の再検査を実施しますので、愛知県リサイクル資材抜取り検査実施基準第 15 条により通知します。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 再検査日
年 月 日 ()
- 2 検査場所
- 3 検査対象
- 4 試験項目
- 5 再検査結果報告期限
年 月 日 ()
- 6 その他

担当者 建設部建設企画課
再生建設資材グループ
連絡先 052-954-6508 (ダイヤルイン)
052-954-6941 (FAX)

様式第5

平成 年 月 日

愛知県知事様

株式会社〇〇〇〇

抜取り再検査結果報告書

平成 年 月 日に実施しました抜取り検査の再検査結果について、
愛知県リサイクル資材抜取り検査実施基準第16条第五号により、下記のとおり
報告します。

記

- 1 検査結果
別紙のとおり
- 2 その他

(指定試験所が発行する試験成績書もしくは計量証明書を添付すること)

担当者 〇〇〇〇

連絡先 〇〇〇〇